

茨城県におけるクリエイティブ・コンテンツ産業振興に関する調査業務受託者公募に関する説明書

この説明書は、茨城県におけるクリエイティブ・コンテンツ産業振興に関する調査業務委託に係る公募型プロポーザルの執行及び契約の締結について、プロポーザルを提出する者（以下「提出者」という。）及び受託候補者が留意すべき事項を定めたものであり、提出者は、次の事項を了知のうえ、プロポーザルを提出してください。

1 募集する企画提案に係る業務

茨城県におけるクリエイティブ・コンテンツ産業振興に関する調査業務委託

2 委託する業務の内容

別添「茨城県におけるクリエイティブ・コンテンツ産業振興に関する調査業務委託仕様書」（以下、「仕様書」）のとおり。

なお、仕様書は基本的な業務内容を示したものであり、受託候補者を決定した後、提案内容により、仕様を適宜調整し契約締結を行う場合もあることに留意すること。

3 業務委託期間

契約締結の日から令和8年9月30日（水）まで

4 提案額等

11,036,000円（消費税及び地方消費税を含む）を超えない範囲とする。

なお、この額は、事業内容の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではないことに留意のうえ、この範囲内で提案する企画に係る一切の経費を見込み、その内訳を明示すること。

※「7（6）事業に係る経費の見積書」、「9 その他留意事項（4）」も参照すること。

5 業務委託予定者の選定方法

公募型プロポーザル方式

6 応募資格

次の要件をすべて満たす者とする。

- （1）茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく茨城県物品調達等競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- （2）茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- （3）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- （4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。

- (5) 茨城県税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 本業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有するものであること。
- (7) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号又は同条第 3 号までに規定する者でないこと。
- (8) 過去に同種・類似の業務を実施した実績を有する者であること。

7 応募書類

- (1) 企画提案提出書（様式第 1 号）
- (2) 資格要件に係る宣誓書（様式第 2 号）
- (3) 法人等の概要書（様式第 3 号）
- (4) 類似業務の実績調書（様式第 4 号）
 - ※過去に受託した同種業務の実績を記載する。
- (5) 事業企画書（様式任意：サイズは A 4 版とし、以下の事項について記載すること）
 - ※無記名のもの（社名部分及び社名の特定に繋がる部分を隠したもの）、及び社名を記載したものをそれぞれ提出すること。
 - ア 調査及び取りまとめ方法（具体的な調査の実施方法、取りまとめの手法）
 - イ 業務遂行にあたっての工夫点や具体的な提案
 - ウ 工程計画（作業実施手順等）
 - エ 実施体制（要員の配置予定、役割分担、配置予定者の業務実績等）
 - オ 再委託の有無及び予定
- (6) 事業に係る経費の見積書
 - ア 本業務に係る経費の積算内訳について、具体的に示すこと。
提案額は 11,036,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を超えないこと。
 - イ 人件費は、単価及び日数を明記すること。
 - ウ 消費税及び地方消費税の額が分かるよう記載すること。
- (7) 直近 2 事業年度の決算書
- (8) 会社概要（会社案内、パンフレット等）

8 応募の手続き及び選定方法等

- (1) 問い合わせ先及び応募書類の提出先
茨城県産業戦略部産業政策課コンテンツ産業推進室
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6
電話：029-301-3523
電子メール：shosei4@pref.ibaraki.lg.jp
※データ容量が 10MB を超える場合には、茨城県が運用する茨城県大容量ファイル交換システムにて送受信を行うため、予めその旨を申し出ること。
- (2) 応募手続き
 - ア 応募に関する質問

本説明書の内容に関する質問等は、令和8年6月22日（月）正午まで、質問票（様式第4号）により、電子メールでのみ受け付ける。

質問に対する回答は、令和8年6月24日（水）午後5時までに、電子メールにより行う。

なお、質問に対する回答は、公平性の観点から、HP等に掲載するものとする。

イ 応募書類の受付

令和8年6月25日（木）午後5時を期限とする。期限までの平日午前9時から午後5時までに原則として電子メールにより提出すること。

※特別な事情により持参又は郵送（必着、送付記録が残るものに限る。）とする場合は、予めその旨を申し出ること。

(3) 提出部数

持参又は郵送による場合は、7に記載する応募書類について、(1)～(4)、(7)、(8)は各1部、(5)、(6)は各4部（1部正本（社名を記載したもの）とし、残り3部は無記名のもの（社名部分を隠したもの））を提出すること。

(4) 審査

ア 審査方法

プロポーザル参加者は、提出した企画提案書に基づき、次のとおりプレゼンテーション審査を行うものとする。

ただし、企画提案書の提出者が1社のみであった場合には、プレゼンテーション審査は行わず、書面のみによる審査を行う場合もある。また、企画提案書の提出者が複数あった場合は、書面による審査を行い、上位の者をプレゼンテーションによる審査の対象とする場合もある。

(ア) 日 時 令和8年6月29日（月）、6月30日（火）のいずれかの日

(イ) 場 所 オンライン

※日時及び場所は7 応募書類の提出により参加者が決定した後に連絡する。

(ウ) 説明時間 10分以内（説明終了後、10分以内の質疑を予定）

(エ) 留意事項 説明は、先に提出した企画提案書に基づいて行うこと。

日程及び場所については、変更・追加となる場合がある。

イ 審査

事務局内に設置した「企画提案競争審査会」において、以下ウの選考基準により審査を行い、受託候補者1社を選定する。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

ウ 選考基準

企画提案については、概ね以下の項目により評価を行う。

項目	評価内容
1. 提案内容及び手法	①業務内容の理解度 ・当該事業の目的を正確に理解しているか ②提案内容の的確性 ・委託期間内に本業務の目的を達成できる合理的な業務フロー及びスケジュールとなっているか ・仕様書を踏まえた内容になっているか

	③提案内容の独創性 ・独創的な提案となっているか ・自主的な提案内容があるか ④工程の妥当性 ・工程について、スケジュールの遅れなどがないような妥当性のあるものとなっているか ⑤見積金額の妥当性 ・委託予算上限額に対し、見積金額は妥当なものとなっているか
2. 会社の運営体制及び業務実績	⑥実施体制の適切性 ・指揮系統及び役割分担（責任者、担当者等）が具体的に示され、充実した体制になっているか ⑦同種又は類似業務の実績 ・過去に同種又は類似業務に関する十分な実績があり、委託業務を確実に履行する能力があると認められるか
3. その他	⑧その他 ・上記の評価内容以外の評価に相当する提案がなされているか。

※評価にあたっては評価点満点の半分以上を及第点としており、これに達しなければ、契約相手方として選定されない。

エ 選定結果の通知

受託候補者の選定後、速やかに結果を通知する。

9 その他留意事項

- (1) 書類の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書の応募、作成及び提出に関する費用は、すべて提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (4) 企画提案の審査は、提出された内容に基づき行うが、受託候補者を決定した後、企画提案内容をそのまま委託するとは限らない。また、委託金額については、受託候補者の選定後、見積書を徴し別途決定する。
- (5) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、茨城県財務規則第138条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- (6) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (7) 本契約の執行に際しては、地方自治法（昭和22年政令第67号）や茨城県財務規則をはじめとする諸規定が適用される。

企画提案提出書

茨城県知事 大井川 和彦 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

この業務を受託したいので、関係書類を下記のとおり提出します。

記

1 業務名称

茨城県におけるクリエイティブ・コンテンツ産業振興に関する調査業務委託

2 企画提案提出書の記載責任者・連絡者

氏名	
所属	
電話番号	
E-MAIL	

3 提出書類

- (1) 資格要件に係る宣誓書（様式第 2 号）
- (2) 法人等の概要書（様式第 3 号）
- (3) 類似業務の実績調書（様式第 4 号）
- (4) 事業企画書
- (5) 事業に係る経費の見積書
- (6) 直近 2 事業年度の決算書
- (7) 会社概要（会社案内、パンフレット等）

令和 8 年 月 日

資格要件に係る宣誓書

茨城県知事 大井川 和彦 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

茨城県におけるクリエイティブ・コンテンツ産業振興に関する調査業務の公募型プロポーザルの参加に要求される下記の資格要件を全て満たしていることに相違ありません。

記

- 1 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成 8 年茨城県告示第 254 号）に基づく茨城県物品調達等競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- 2 茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- 3 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- 4 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 5 茨城県税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- 6 本業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有するものであること。
- 7 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号又は同条第 3 号までに規定する者でないこと。
- 8 過去に同種・類似の業務を実施した実績を有する者であること。

法人等の概要書

会社名称		
代表者氏名		
本社所在地	〒	
支店の状況		
設立年月日	年 月 日	
主な事業内容		
従業員数	従業員数 名 うち常勤職員数 名	
これまでの 主な活動内容		
ホームページ	有 : URL :	無
備考		

類似業務の実績調書

1	業務名			
	発注者		受注金額	千円
	業務期間			
業務概要				
成果・特色				
2	業務名			
	発注者		受注金額	千円
	業務期間			
業務概要				
成果・特色				
3	業務名			
	発注者		受注金額	千円
	業務期間			
業務概要				
成果・特色				

※ 過去の業務について、最大 10 件まで記載すること。

※ 業務実績数及び記載事項(行数)は、適宜、変更して作成してください。

様式第5号

【提出先アドレス shosei4@pref.ibaraki.lg.jp】

(茨城県産業戦略部産業政策課コンテンツ産業推進室 へ)

質 問 票

質 問 者	名 称	
	氏 名	
	連 絡 先 (TEL/E-mail)	
質 問 内 容		